

日 本 語
問 題

(2011)

〈 H23050211 〉

注 意 事 項

1. 問題冊子および解答用紙は、試験開始の合図があるまで開かないこと。
2. 問題は2～6ページに記載されている。
3. 受験番号および氏名を、解答用紙の所定の欄に必ず記入すること。所定の欄以外には、受験番号および氏名を書いてはならない。
4. 解答は解答欄にのみ横書きで記入すること。解答欄以外には何も書いてはならない。
5. 解答には黒鉛筆またはシャープペンシル（HB）を使用のこと。
6. 解答は特に指示がない限り日本語で記入すること。
7. 字数制限がある設問については、算用数字やアルファベットその他の記号を用いる場合も、解答欄1マスに1つ記入すること。
8. 問題冊子および下書き用紙は持ち帰ること。

以下の文章を読んで、問題1から問題4に答えなさい。

英国の国際政治学者、アダム・ロバーツの定義によれば、人道的介入とは「ある国において、住民に対して大規模に苦痛や死がもたらされているとき、それを止めることを目的として、その国の同意なしに軍事力をもって介入すること」であるという。

(中略)

人道的介入の政治的・道義的なむずかしさは、そこにおいて絶対平和主義と絶対倫理とが衝突する点にある。そのふたつの要請を調和させねばならないから、きわめて重い課題になるのだ。しかし、むずかしさはそれに限られず、法的に見ても十分にむずかしい。その半分は、国際法上の不介入（干渉）原則そのものの兼ね合いである。

残る半分は、武力不行使原則との両立可能性である。不介入原則が国連以前からの慣習法という性格が強いものに対して、武力不行使原則は国連憲章において確立した規範という性格が強い。しかも、登場していきなり、「並み」ではない規範の地位を与えられたものである。並みでないとは、効力が他の規範よりも強く、国際法の原則の根本的転換でも起きない限り、それからの逸脱が許されない（＝それを破るような規定をつくってはならない）規範であることを意味する。こういう規範を国際法の世界では、ユース・コージェンス強行規範と呼ぶ。

国際社会が武力不行使原則、しかも強行規範へと高められたそれを獲得するまでの道のりは、長くけわしいものだった。その流れをおおまかに言うと次のようになる。

十七世紀頃まで、国際法の世界には法的に許される戦争（正戦）と許されない戦争（不正戦）とがあった。
(a)それは正戦ならたかってもかまわないという法体制だから、武力不行使を根本原則とする体制とは異なる。この区分は、しかし、十八世紀頃からくずれ始め、戦争に正しいも正しくないもないという、「無差別戦争観」にとって替わられた。ここで世界は、武力不行使原則からさらに遠くへと追いやられる。やや乱暴なまとめ方をするなら、無差別戦争観とは戦争の善悪の判断を放棄することであり、それによって戦争を法の制約から解放し、結果的にいわば戦争自由を原則化するに等しいものだったからである。

二〇世紀に入り、この戦争自由体制によりやく変化が生じた。まず、第一次世界大戦の後に成立した国際連盟規約のもとで、一定の範囲の戦争が違法とされるようになる。国際裁判の判決に従う国に対してしかける戦争などである。ささやかだが、戦争自由体制にくさびを打ち込む、記念碑的な一歩だった。それから数年後、一九二八年には、国策の手段としての戦争を国々がすべて放棄する、不戦条約（ブリアン・ケロッグ条約）が締結される。理想にみちた条約だったが、加入した国が少なかつたし、戦争と呼ばなければ武力行使をしてもよいのだという詭弁的な解釈が現れるなど、実際的な効果には乏しいままだった。

この二条約にもかかわらず第二次世界大戦が起き、世界は戦争法の根本的な刷新を迫られる。それに応えて国連憲章が用意したのは、「戦争」よりも範囲の広い「武力行使」（および武力による威嚇）を禁止する法規定だった。しかもそれは、「正・不正の判定ができないならすべての戦争を正しいとみなそう」という無差別戦争観を乗り越え、「正・不正の判定ができないならすべての戦争（さらには武力行使）を正しくないと見なそう」とするものであり、その意味で正戦論の否定にまで至るものだった。こうして、二〇世紀国際法の金字塔ともいべき、国連憲章二条四項が成立した。

もっとも、「正戦の否定」という点に関しては、ひとつ大きな限定がつく。禁止されるのは国々の武力行使であって、国連の行う武力行使ではない、という点である。侵略や平和を脅かす行為があった場合は、国連が兵力を組織して鎮圧にあたるのが予定されていて（国連憲章第七章）、しかも加盟国はそれに対してあらゆる援助を与えなければならない（同・二条五項）。国連のこのような行動を強制行動と呼ぶが、それは国々の不正をただすための武力行使である。その限りで国連の武力行使は、いわば正戦に類するものとなる。国連憲章は、国々に関しては正戦論を否定したが、国連自身の行動に関しては、むしろ新しい正戦論をうち

立てたのである。

その点の限定はあるものの、憲章二条四項は、武力行使違法化の最終到達点、戦争のない世界を築くための侵しがたい根本原則として、戦後世界に迎えられた。まさしく、「国連憲章における平和の礎石」(ハンフリー・ウォルドック)であり、「国連憲章の心臓部」(ルイス・ヘンキン)だったと言える。

なぜそれほど重みを与えられたのか。それは、たとえ国連が圧倒的な強制行動のとれる仕組みを作ったとしても、国々が勝手に武力行使するのではほとんど意味がないからである。だから国連憲章は、自衛権を行使する場合を唯一の例外として(憲章五一条)、国々が合法的に武力行使できる可能性を封印しようとしたのである。それは、戦争のない世界を実現するための最後の切り札だった。そうである以上、それからの逸脱が容易に認められるはずはない。

こうして「逸脱の極度の困難性」がそびえ立つ。それは、個別の国家による人道的武力介入の合法性を肯定しようとする議論が、まっさきに越えなくてはならないハードルだった。いや、いまでもそうである。国連憲章のもと、武力行使の禁止がなかば絶対的であるなら、理由が人道的であれ何であれ、いかなる武力行使も、原則に対する《正当な例外》であると言えなければならない。そのような例外であることを示すために人道的介入肯定論の示す論拠は、大きく三つある。

第一に、武力行使の一般的禁止は国連の安全保障体制がきちんと機能することを前提としているのだから、きちんと機能していないときには、個々の国家による武力行使が許される場合も出てくる、という主張である。侵略を受けた国があったり、国民を虐殺する国があるのに安全保障理事会(安保理)が有効な手だてを打てないような場合、不正をただす意思と能力を持った国が実力行使することを許される、とこの説はいう。

第二に、人権の保障は武力不行使とならぶ国連の大目的だという点である。この考え方によれば、武力不行使原則は絶対無条件ではない。むしろ、人権の保障という大目的(国連憲章一条三項、五五条など)はそれと同等の重要性をもつ。武力不行使原則と同様に強行規範だ、とする考え方もある。そうであるなら、人権がはなはだしく侵され、武力を行使しなければ救済できないような場合、武力行使の禁止はいったん解除される、とこの見解は説くのである。積極的に武力行使することが求められるとする説さえある。

第三に、憲章二条四項は、他国の領土保全や政治的独立を侵すような武力行使だけを禁止しているのであって、それ以外の(他国の領土を占領したり政権を転覆したりするのではない)武力行使は許される、という解釈である。国際法学界の通説とは言えない解釈だが、まったくの的はずれであるわけでもない。この解釈に立てば、自国政府に迫害される人々を助けるだけのために軍事侵攻し、その目的が達せられ次第、占領も政権転覆もせずに撤兵するような行動は、憲章二条四項のもとでも許されることになる。

以上の議論にもかかわらず、個別国家による人道的介入が武力不行使原則の《正当な例外》としての地位を確立したとは言えそうにない。それほどまでに武力不行使原則は、戦争にみちた世界を平和な世界に変えるための譲れぬ原点であり、それゆえに、例外設定の試みをはねつける強さを持ち続けた。

(中略)

だが、まだ別の問題が残る。選択肢が、人権侵害の救済か武力の不行使かというものである場合、後者を選択することが「時代遅れ」と批判される可能性のあることである。武力不行使原則自体が時代遅れなのではない。人道的介入は是か非かという問題が、しばしば、人権をとるか国家主権をとるかという選択に置き換えられるため、武力不行使原則の重視が、あたかも国家主権重視と同義であるかのように見なされることなのである。はなはだしい人権侵害にも他の諸国が手出しできないというのは、すなわち侵害国の国家主権を最大限に重んずるという意味でもありうる。そこから、はなはだしい人権侵害を救済するためであっても武力を行使してはならないと言うことは、国家主権を絶対に侵害してはならないと言っているのと結果的に大差ない、という批判が生まれるのである。

厳密に言うならこれは、不介入原則絶対主義への批判ではあっても、武力不行使原則絶対主義そのものへの的確な批判とはいえない。人権侵害をやめさせる目的で他国に断固として介入はするが、武力行使は極力避ける、という選択もありうるからである。にもかかわらず、「人権か国家主権か」という設問の仕方は、人道的介入の議論ではよく見られる。

そういう選択肢を示されたら、多くの人間は「人権」と答えるだろう。「絶対的かつ排他的な主権の時代は終わった」(ブートロス=ガリ第六代国連事務総長)し、「国家主権の目的はひとりひとりの人間たちを保護することであって、彼(女)らに暴虐を働く者たちを保護することではない」(アナン第七代国連事務総長)、と広く考えられる時代になったからである。こうして国家主権護持の姿勢はたんなるアナクロニズムとなる。

その通りなのだが、問題は、いまの設問に答えて「人権」を選んだ場合、なかば自動的に武力不行使原則の緩和をも選択する結果になることである。これはおかしい。「人権」を選択することの結果として切り捨てられる「国家主権」とは、まずもって、その国に対する他国の不介入義務である。人権侵害国の国家主権はその限りで保護を奪われる。そうしてその国に調査団が派遣されたり、経済制裁が課されたり、一定の介入が行われることになるだろう。その段階で初めて、介入の手段として武力行使を含めるべきかどうか、含めてよいかが検討の対象になるのである。「人権」に優先順位を与えることがすなわち、どの国も等しく負っている武力不行使の義務の放棄につながるのではない。

^(b) こうして議論は振りだしに戻る。虐殺や非道な抑圧は当然にやめさせなければならない。しかし、そのために武力を行使してよいことにすると、人類が何世紀もかけて達成した武力行使の違法化を台無しにするおそれもある。のみならず、これまでの歴史において、当事者が人道的介入と称する行動は、たんなる口実であったか、あるいは、救援以外の目的も兼ねた「乱用」の場合がほとんどだったのではないか。こうして、倫理的にだけでなく、政治的にも法的にも、いくつかの価値が衝突している。そういう幾重もの価値の衝突が、この問題のむずかしさの根源にほかならない。

(中略)

誰が何をすべきか。これまで国際社会は、(1)個別の国々が武力行使をするということを軸に考えてきた。しかし、それにはいつも乱用の可能性がつきまとうし、また国連憲章のもとで武力行使が禁止されたこともあり、(2)世界を代表する機構として国連が行う、という方法が試みられた。だが、この(2)も不首尾に終わったとして、一部の国々が(1)に戻ったのがNATOによるユーゴ空爆だが、それもいくつかの点で不適切だった。そうなるに残る選択肢は、(3)誰も何もしない(「非人道的不介入」)か、(4)NGOなど兵力以外の人間集団が非軍事的「介入」のみを行うか、そのいずれかである。

(3)は論外としても、(4)を基盤にしつつ、それに必要な修正を加えるかたちで問題を再構成することはできないだろうか。迫害の犠牲者たちに精神的・物質的な支援を送ったり、あるいはそれ以前の段階でそもそも迫害の起きない社会建設を助けたりする「介入」なら、NGOが最適の行動主体だし、ある程度までは各国政府の活動にゆだねることも可能だろう。だが、何らかのかたちで軍事力を動員することが必要な場合、それはNGOには不可能だし、国々の個別的な判断と行動に任せるには危険性がある。とすればやはり、国連の役割をできるだけ明らかにしておかなければならない。一気に「中立性と非暴力性」を放棄した代替策に飛躍するのではない、国連の新しい役割を構想することが求められている。「何らかのかたちで軍事力を動員する」と言ったのは、必ずしも加害主体に武力攻撃を加える場合だけとは限らないからである。何より大切なのが人々を迫害から守ることであり、その人々に救援物資が届くことであることを考え、それを実効的におこなう方策を考えるのが、「人道的介入」の政策課題なのではあるまいか。

(出典：最上敏樹『人道的介入—正義の武力行使はあるか—』(岩波新書、2001年)。問題作成の都合で、一部を省略し、また一部表現を変えたところがある。)

問題1 下線部(a)に関連して、「正戦」はなぜ否定されなければならないのであろうか、筆者の考えを200字以内で述べなさい。

問題2 下線部(b)に関連して、筆者は、武力不行使原則と人道的介入が両立するかどうかという点について、どのような議論を展開させながら「振りだしに戻る」と論じているのか。武力不行使原則、人道的介入、強行規範、国家主権、経済制裁の5つのキーワードをすべて用いて、300字以内で解答しなさい。キーワードは何度用いてもよいが、最初に用いたときに下線を引いておくこと。

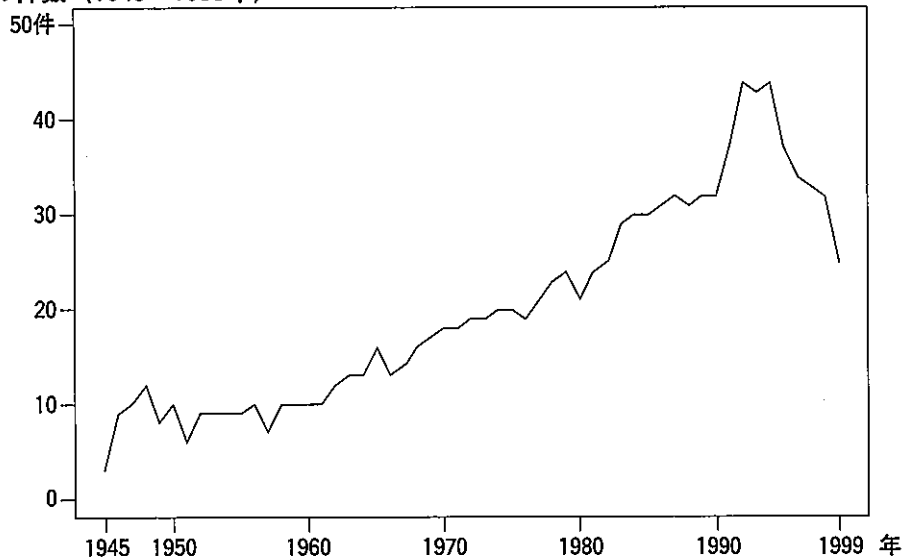
問題3 下線部(c)に関連して、本文で示されている国際社会の現状を踏まえ、あなた自身で国連の新しい役割を構想し、500字以内で述べなさい。その際、①軍事力の用い方や、②国連以外の行為主体との関係も視野に入れて論ずること。

(次ページに続く)

問題4 以下の図1は、1945年から1999年までの内戦の件数の推移を示している。また表1は、同期間に行われた人道的介入の介入対象国、時期、介入主体、国連安保理による承認の有無を示している。これらの図表を参考にしながら、下記の設問に答えなさい。

- (1) 世界の内戦件数と人道的介入の行われ方には、時期によってどのような傾向の違いが見られるか。1989年の冷戦終結の前と後とを比較しながら200字以内で解答しなさい。
- (2) 冷戦終結後の世界は、それ以前に比べて平和になったと言えるであろうか。あなたの意見を200字以内で解答しなさい。

図1 内戦の件数 (1945—1999年)



出典: James D. Fearon and David D. Laitin, "Ethnicity, Insurgency, and Civil War," *The American Political Science Review*, Vol. 97, No. 1 (2003), p. 77. Cambridge University Press, 2002

表1 人道的介入 (1945—1999年)

Web掲載にあたり、著作権者の要請により出典追記しております。

介入対象国	介入時期	介入主体 (主導国)	国連安保理による承認
パキスタン	1971年	インド	なし
カンボジア	1978年	ベトナム	なし
ウガンダ	1979年	タンザニア	なし
イラク	1991年	多国籍軍 (米英)	あり
リベリア	1991年	西アフリカ諸国経済共同体 (ナイジェリア)	なし
ソマリア	1992年	多国籍軍 (米)	あり
ルワンダ	1994年	多国籍軍 (仏)	あり
ハイチ	1994年	多国籍軍 (米)	あり
ボスニア	1992—95年	北大西洋条約機構 (米)	あり
シエラレオネ	1998年	西アフリカ諸国経済共同体 (ナイジェリア)	なし
ユーゴスラビア	1999年	北大西洋条約機構 (米)	なし
東ティモール	1999年	多国籍軍 (オーストラリア)	あり

[以下余白]